比布町ＣＩＯ補佐官業務委託仕様書

１　業務名称

比布町ＣＩＯ補佐官業務委託

２　履行場所

比布町役場（上川郡比布町北町１丁目２番１号）又は受託者の事業所

３　履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　業務内容

比布町の情報化施策及びＤＸ推進に関し、デジタル技術、情報セキュリティ等に関する専門的な知識・経験を基に、ＣＩＯ（副町長）等に対して、利用者目線での業務の抜本的な見直し、データの利活用、情報システムの最適化、調達の適正化等に対する助言等を行うとともに、以下の業務を担うこと。

（1）ＤＸ推進にかかる専門家の立場からの支援

比布町のＤＸ推進やＣＩＯの活動全般について、国等の施策や民間企業が持つ技術の動向を踏まえ、実施施策の妥当性や、将来のあるべき姿について助言等を行うこと。

なお、必要に応じて、会議等に参加し、当該業務受託者が提案した内容を説明すること。

（2）複合庁舎建設に係る支援・助言

複合庁舎建設に伴うネットワーク設備の検討、配置、移転計画に関して必要な支援・助言を行うこと。

なお、必要に応じて関係機関との打合せに参加すること。

（3）セキュリティポリシー策定に係る支援・助言

必要に応じてセキュリティポリシー策定に係る打合せに参加し、内部情報の洗い出し、リスク分析を行うにあたって必要な支援・助言を行うこと。

（4）その他、国・他自治体におけるＤＸの情報提供

国・自治体におけるＤＸの動向や最新のＩＣＴ技術について情報提供を行うこと。

５　業務の実施体制に関する要件

勤務日数は月２日換算以上とし、勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分（休憩時間は午前１２時００分から午後１時００分）とする。ただし、委託業務の業務遂行内容および進捗状況による業務遂行時間の変動は、本町との協議に基づき柔軟に対応すること。また、勤務場所は原則として本町役場内及び出先とするが、本町と協議の上、オンラインによる業務も可能とする。

６　業務全般における要件

（1）個人情報の保護等について

「比布町個人情報の保護に関する法律施行条例」等を遵守し、業務の執行上貸与した資料、データ等については、業務以外の目的で使用してはならない。

（2）作業報告書

作業日ごとに報告書を提出すること。

（3）業務用端末について

本業務用として、比布町のネットワークに接続された端末を１台用意する。

なお、受託者の事業所内の情報共有等について必要な端末の持込みを許可する。ただし、当該端末及びその利用については、以下の条件を満たすものとする。

ア 当該端末は、あらかじめ比布町の了承を得たパソコン又はタブレット１台のみとする。

イ 本業務で取扱う個人情報が含まれた重要情報については、当該端末への入力や取込み等を行わないこと。

ウ 記録媒体（ハードディスク等）を持ち込む場合は、事前に比布町の許可を得ること。

（4） その他

その他、業務の実施に必要な事項については、比布町と受託者で協議の上、定めることとする。